

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 708 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 708 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 6 年 8 月 20 日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和 6 年 8 月 20 日（火） 午後 3 時～午後 3 時半

・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長	13 番	久野 一弘
委 員	1 番	久野 恵子
	2 番	深谷 英一
	3 番	鈴置 省悟
	4 番	浅田 昭茂
	5 番	服部 啓子
	8 番	加古 俊治
	9 番	本田 貴士
	10 番	小島 春男
	11 番	成田 正彦

（農地利用最適化推進委員）

	14 番	稲葉きみ子
	15 番	大嶋 英二
	16 番	神谷 登
	17 番	鈴木千代子
	18 番	竹内 敬三
	19 番	富田 勇治

・欠席委員

（農業委員）

	6 番	大威 千里
	7 番	竹内 修造
	12 番	鈴木 広子

（農地利用最適化推進委員） 欠席者なし

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程 (第 708 回)

令和 6 年 8 月 20 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条の規定による届出について	
3	報告 2	農地法第 5 条の規定による届出について	
4	報告 3	農地改良届について	
5	報告 4	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について	
6	報告 5	農地法第 5 条の規定による許可申請の取消願書について	
7	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
8	議案 2	農地法第 5 条の規定による許可申請について	
9	議案 3	基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）について（基盤強化法第 19 条）	
10	議案 4	基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）について（農地中間管理事業法第 19 条の 2）	

・ 農業委員会事務局職員

事務局長 花井 信武

事務局 下谷 敏信

花田 佳明

(久野一弘 議長)

ただいまから第708回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(花井信武 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告します。

農業委員会の在任委員13名中10名の出席で定足数に達していますの、総会が成立していることをご報告します。

また、農地利用最適化推進委員6名全員の出席をいただいております。

なお、6番、大威千里委員、7番、竹内修造委員、12番、鈴木広子委員から欠席のご連絡をいただいております。

報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第1「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局の下谷敏信氏と花田佳明氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第2、報告第1号『農地法第4条の規定による届出について』から、日程第6、報告第5号『農地法第5条の規定による許可申請の取消願書について』までを事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

報告第1号『農地法第4条の規定による届出について』から、報告第5号『農地法第5条の規定による許可申請の取消願書について』までをご説明いたします。

初めに、報告第1号『農地法第4条の規定による届出について』をご説明します。市街化区域内で所有者自ら行う農地転用で、議案書1頁の2件です。畑と田がそれぞれ1筆ずつで、転用面積は305㎡の届出がありました。転用目的は、住宅と店舗等施設がそれぞれ1件ずつです。

次に、報告第2号『農地法第5条の規定による届出について』をご説明します。市街化区域内において、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書2頁から4頁までの9件です。畑が11筆、田が2筆で、転用面積は合計で、3,002.27㎡の届出がありました。転用目的は、住宅が5件、住宅用地が2件、資材置場と事務所・倉庫がそれぞれ1件です。

次に、報告第3号『農地改良届について』をご説明します。農地を嵩上げ、又は切土して農地として利用されるもので、議案書第5頁の2件です。田が3筆で、面積は合計で1,413㎡の届出があり、大府市農業委員会農地改良届出に関する指導要綱の適用範囲及び基準のすべての項目に適合していました。

以上の報告案件については、局長専決処理のうえ、受理通知した旨を報告します。

次に、報告第4号『農地法第3条の3の規定による届出について』をご説明します。農地を相続により取得した場合に届出していただくもので、議案書6頁から7頁までの4件です。畑が4筆、田が2筆で、面積は合計で3,344.40㎡の届出がありました。

最後に、報告第5号『農地法第5条の規定による許可申請の取消願書について』をご説明します。議案書8頁の1件で、田が1筆の面積は415㎡で、農地法第5条の規定に基づく許可申請に係る取消願いです。この案件は、取扱い車両の数が減少し、現在営業中の事業所敷地内の駐車場のみで対応ができることとなったため、農地法第5条の規定に基づく許可申請に係る取消願書が提出されたものです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第1号から報告第5号までの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

これらは報告案件でございますので、ご了解いただきと思います。

次に、日程第7、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』の2件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』をご説明します。農地を農地として権利の設定又は移転を伴うもので、議案書9頁の大府市農業委員会の許可案件2件です。畑が6筆で、面積は合計で6,293㎡の申請です。

申請事由として、1番の案件は、父から贈与を受け規模拡大を図ることにより、農業で精進するため、新たに取得するものです。次に、2番の案件は、自己所有の農地と隣接して、営農がしやすいため、新たに取得するものです。議案内容の詳細については、協議会でご説明させていただいたとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。1番の案件について、鈴木千代子委員どうぞ。

(鈴木千代子 委員)

1番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2番の案件について、竹内敬三委員どうぞ。

(竹内敬三 委員)

2番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第1号を採決します。本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、日程第8、議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請について』の3件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請について』をご説明します。市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書10頁から11頁までの愛知県知事の許可案件3件です。内訳は、畑が5筆で、転用面積は合計で1,070.01㎡の申請です。

始めに、1番の案件は、駐車場を整備する目的で転用するものです。区分の要件が、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地となりますので、農地区分は、第3種農地に該当します。許可の判断基準は、許可できるに該当します。

次に、2番の案件は、資材置場を整備する目的で転用するものです。区分の要件が、共和インターチェンジから概ね300m以内の区域にある農地となりますので、農地区分は、第3種農地に該当します。許可の判断基準は、許可できるに該当します。

次に、3番の案件は、住宅を建築する目的で転用するものです。区分の要件が、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地となりますので、農地区分は、第3種農地に該当します。許可の判断基準は、許可できるに該当します。

以上の案件につきましては、許可基準との照合、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。1番の案件について、大嶋英二委員どうぞ。

(大嶋英二 委員)

1番の申請地は、整地のみです。雨水は、砕石舗装で自然浸透するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などありませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

次に、2番の案件について、富田勇治委員どうぞ。

(富田勇司 委員)

2番の申請地は、整地のみです。雨水は、砕石舗装で自然浸透するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

次に、3番の案件について、浅田昭茂委員どうぞ。

(浅田昭茂 委員)

3番の申請地は整地のみです。雨水は、敷地内の雨水桝で集水後、前面の道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第2号を採決します。本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は「なし」とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第2号は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。

次に、日程第9、議案第3号『基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）について（基盤強化法第19条）』の2件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第3号『基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)について(基盤強化法第19条)』をご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。議案書12頁の2件です。畑が2筆で、面積は合計で2,395㎡の申請です。借り手は、市内の方と市外の方がそれぞれ1名ずつで、いずれの借り手も、令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第3号について採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第10、議案第4号『基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)について(農地中間管理事業法第19条の2)』の2件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号『基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)について(農地中間管理事業法第19条の2)』をご説明します。農地中間管理事業の推進を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するもので、議案書13頁から14頁までの2件です。田が2筆で、面積は合計で946㎡の申請です。借り手は、市内の方と市外の方がそれぞれ1名ずつで、いずれの借り手も、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしております。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第4号を採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

これで、全案件の審議が終了いたしました。以上をもちまして、第708回総会を閉会します。